

令和7年度「公認 不動産コンサルティングマスター」更新手続きのご案内

今年度満了となる不動産コンサルティングマスターの皆様に、更新手続きのご案内をお送りいたします。
更新を希望される方は、下記の要領にて**令和8年3月31日迄**にお手続きください。

こちらのご案内が届く前に、すでにお手続きをなさっている場合は、失礼の段ご容赦ください。

★令和8年3月31日迄にお手続きいただかないと、登録抹消となりますのでご注意ください★
(一旦更新を休止して、改めて復権する事はできませんのでご注意ください)

【更新手続きに必要な事】

- 1 マイページより、更新申請をする・・・1～3ページ参照
- 2 更新要件を充足する・・・3～4ページ参照
- 3 更新手数料を支払う(お手続きの最後にお支払いいただきます)・・・4ページ参照

※郵送での申請をご希望の場合・・・5ページ参照

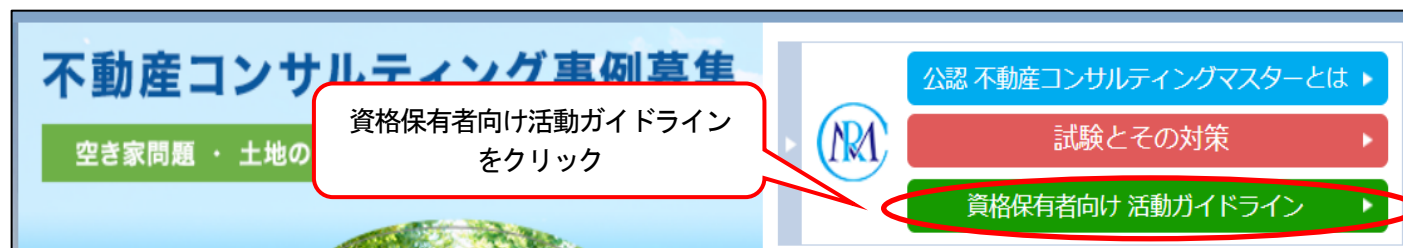
※更新せずに登録抹消をご希望の場合・・・5ページ参照

- 1 マイページ (<https://www.retpc-consul.jp/myp/0mnLogin.do>) より、更新申請をする
パソコンからマイページにログインの上、下記手順にて更新申請を行ってください。
★事前に認定証にプリントする顔写真データをパソコンのデスクトップに保存しておいてください。
※誠に申し訳ありませんが、スマートフォンからはお手続きいただくことができません。
パソコンでのお手続きができない方は、事務手数料3,500円(税込)にて郵送での申請を承ります。
詳細は5ページをご参照ください。

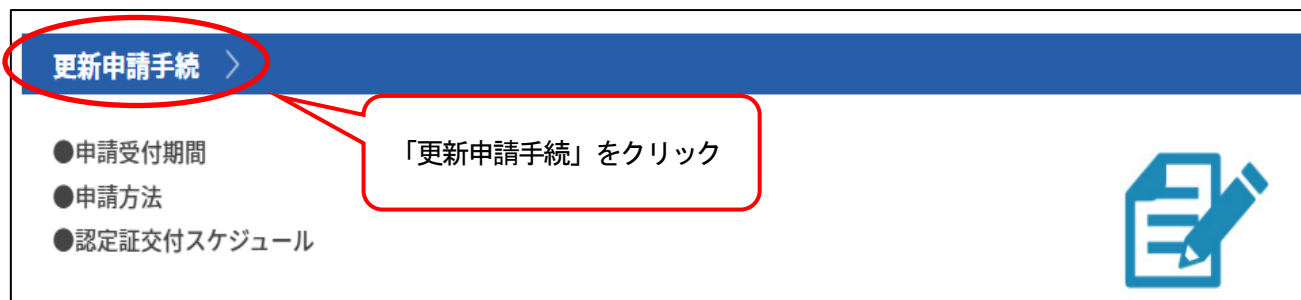
- ① 公益財団法人不動産流通推進センターのホームページを開いてください。
※検索サイト (Yahoo や Google 等) で「推進センター」と入力し、検索すると見つけていただけます。



- ② 当センターホームページ画面上部にある「資格保有者向け活動ガイドライン」をクリックしてください。



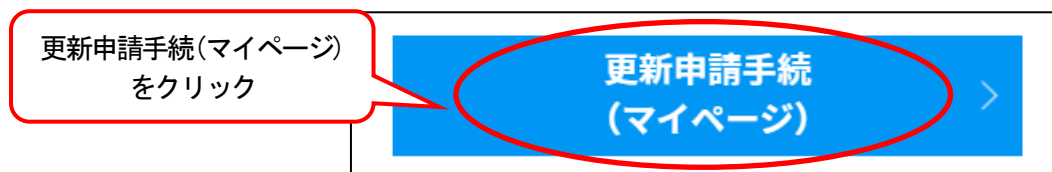
- ③ 「資格保有者向け活動ガイドライン」ページが表示されますので、画面を下にスクロール(移動)し、「更新申請手続」をクリックしてください。



- ④ 「更新申請手続」ページが表示されますので、画面を下にスクロール(移動)しながら手続きの詳細をお読みください。



- ⑤ 「更新申請手続」ページをお読みいただきましたら、「更新申請手続」ページ内「2. 申請方法」項目にある「更新申請手続(マイページ)」(水色のボタン)をクリックしてください。



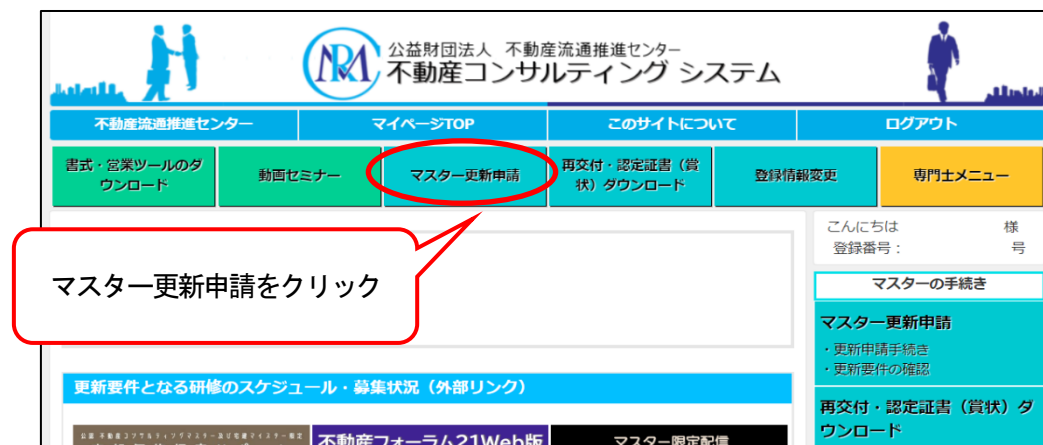
- ⑥ マイページ画面で、ご登録メールアドレスとご自身で設定なさったパスワードを入力し、「ログイン」(水色のボタン)をクリックしてください。

※パスワードをお忘れの場合・・・ログインボタンの下にある「パスワードを忘れた場合はこちら」をクリックしてパスワードを再設定してください。

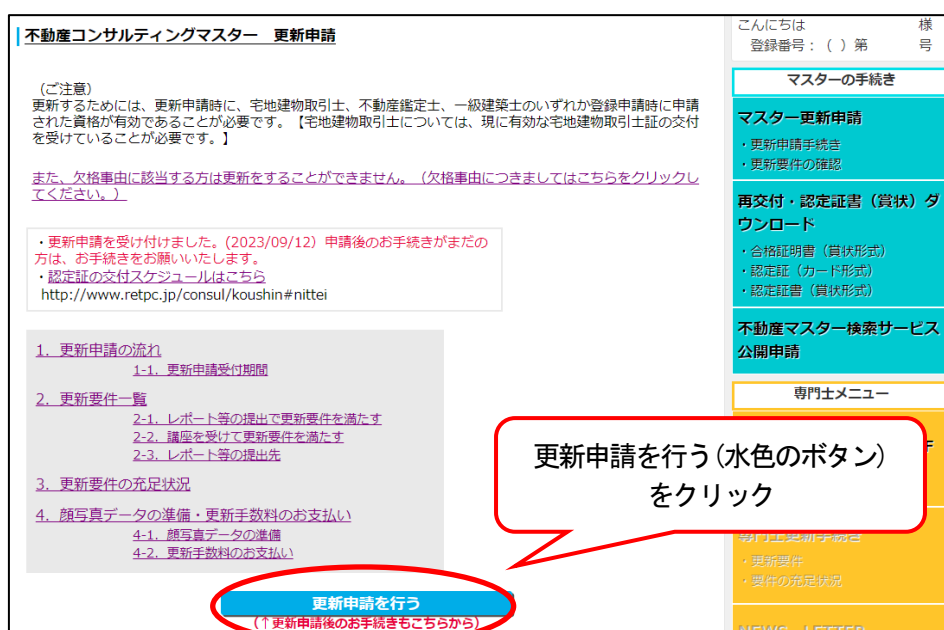
※マイページを作成していない場合・・・ログインボタンの下にある「マイページに初めてログインする方はこちら」をクリックしてお手続きください。

※ログインに関するご不明点等がありましたら、8ページ記載のお問合せ先までご連絡ください。

⑦ マイページにログインしたら、「マスター更新申請」をクリックしてください。



⑧ 次の画面で、「1. 更新申請の流れ」を読んで手続きフローをご確認の上、「更新申請を行う」(水色のボタン)をクリックしてください。



あとはマイページ画面に表示される案内に従って、下記の手順で申請を行ってください。

STEP1. 登録情報の確認・更新要件の選択

STEP2. 確認事項への回答・倫理規程の確認・更新手続きのご案内の確認

STEP3. 顔写真の提出

※6～8ページ目に、「マイページからの更新手続きガイド」があります。ご参照ください。

2 更新要件を充足する

不動産コンサルティングマスターは、不動産コンサルティングに関する一定水準の知識及び技能を有していることを証明する資格ですので、継続的な能力・知識のブラッシュアップが必要です。

有効期間内に、下記の更新要件を1つ以上充足してください。

※更新要件充足状況が不明な方は、マイページよりご確認いただくか、8ページ記載のお問合せ先までご連絡ください。

① 不動産コンサルティングに関する研究報告(2,000字以上)の提出

- ② 不動産コンサルティング地方協議会が実施する「専門教育」もしくは当センターが実施する「特別講座」の受講
- ③ 不動産コンサルティング地方協議会が実施する「自主研修会」（当センターが更新要件として認定したものに限る）もしくは当センターが実施する更新要件 1/3 または 2/3 カウントとなる講座（スペシャリティ講座・実務講座等）を合計 1 カウント（3/3 カウント）以上受講
- ④ 【有効期間内に「不動産コンサルティングプラス（旧：月刊不動産フォーラム 21）」を年間購読申込みされた方限定】

※これから申込みの場合は、令和 8 年 2 月末日迄に年間購読をお申込みください。

年間購読お申込み先：大成出版社 TEL：03-3321-4131／年間購読料：15,360 円（税・送料込み）

④-1 購読期間中の掲載記事に関するレポート（800 字以上）の提出 もしくは

④-2 マイページから受けることができる掲載記事関連テストに合格（全 20 問中 14 問正答で合格）

★研究報告または掲載記事レポートは、8 ページ記載のお問合せ先宛てに、メールまたは簡易書留郵便（レターパックでも可）にて提出してください。

★更新要件となる講座の実施・申込につきましては、地方協議会からは郵送（一部メールの場合あり）、当センターからはメールにて、受付準備が整い次第ご案内いたします。

★「資格保有者向け活動ガイドライン」web ページ内、「継続学習（更新要件の充足）」からも、各更新要件の詳細をご確認いただけます。

「資格保有者向け活動ガイドライン」web ページ内、「継続学習（更新要件の充足）」の項目で、各更新要件の詳細をご確認いただけます。

有効期間の5年間のうちに、下記01～04の更新要件をいずれか1つ以上選択し、充足する必要があります。

04の更新要件に変更点があります。04にて要件充足をご検討の場合は、必ずご確認ください。

01 研究報告を提出

マイページに関する研究報告（下記①もしくは②）を提出すること（2,000字以上）



詳細へ +

02 「専門教育」もしくは「特別講座」を受講

下記の講座のどちらかの講座を受講

- 不動産の「専門教育」（実施：不動産コンサルティング地方協議会）
- 「不動産コンサルティング特別講座」（実施：当センター）



詳細へ +

03 「自主研修会」「スペシャリティ講座」「実務講座」を受講

当センターが更新要件として認定した各研修会・講座にカウント数を設定しているため、合計1カウント以上受講すること。

- 「自主研修会」更新要件1/3カウント（実施：不動産コンサルティング地方協議会）
- 「スペシャリティ講座」「実務講座」更新要件1/3または2/3カウント（実施：当センター）



詳細へ +

04 「月刊不動産フォーラム21」・「不動産コンサルティングプラス」を年間購読 + レポートを提出またはテストに合格

※「テストに合格」は、要件内容変更のため、要件とするには2026年3月31日までに合格する必要があります。

③ 更新手数料 10,900 円(税込)を支払う

マイページからの更新申請・更新要件の充足が済んだ方から、順次当センターにて審査の上、審査完了メールをお送りいたします。審査完了メールが届きましたら、マイページより更新手数料 10,900 円(税込)をクレジット決済またはコンビニ決済にてお支払いください。

※銀行振込希望の場合は、8 ページ記載のお問合せ先までご連絡ください。

【郵送での申請をご希望の場合】

パソコンでのお手続きができない方は、事務手数料 3,500 円(税込)にて郵送での申請を承ります。

① 下記銀行口座宛てに、3,500 円(税込)をお振込みください。

みずほ銀行 池袋支店 普通 1457394 公益財団法人不動産流通推進センター

※上記振込口座・金額は、郵送での申請事務手数料に関するものです。

更新手数料につきましては、別途更新申請書類提出の際、お支払い手続きをお願いいたします。

② 同封の申請書類郵送申込ハガキに必要事項をご記入の上、令和 8 年 1 月末日迄にご郵送ください。

★申込ハガキ受領後、当センターより申請書類を 3 週間以内に普通郵便にてお送りいたします。

★申請書類の提出と併せて、更新要件の充足が必要です。余裕をもってお手続きを進めてください。

【更新せずに登録抹消をご希望の場合】

こちらのページをコピーの上、下記抹消届にご記入いただき、8 ページ記載のお問合せ先宛てに郵送・メール・ファックスいずれかの方法にてご提出ください。

★令和 8 年 3 月 31 日迄に更新お手続きをなさなければ登録抹消となります。抹消届を提出なさらず、有効期限いっぱいまで資格を保有された上で、期限を徒過するかたちでも差支えありません。

**公認 不動産コンサルティングマスター登録
(不動産コンサルティング技能登録)
抹消届**

令和 年 月 日

公益財団法人 不動産流通推進センター
理 事 長 殿

私は、公認 不動産コンサルティングマスター登録（不動産
コンサルティング技能登録）を、下記の理由により抹消して
いただきたく届出いたします。

(理由)

住 所

登録者氏名

印

連絡先電話番号 ()

登録番号 第 号

※登録番号不明の場合は、ブランクのまま結構です。

◆◆マイページからの更新手続きガイド◆◆

マイページからの更新手続き手順をご案内いたします。

★事前に認定証にプリントする顔写真データをパソコンのデスクトップに保存しておいてください。

※前回のままの顔写真で差支えない場合は、顔写真データのアップロードをせずに手続き可能です。

※誠に申し訳ありませんが、スマートフォンからはお手続きいただくことができません。

①マイページにログインの上、画面上部にある「マスター更新申請」をクリックし、「1. 更新申請の流れ」を読んで手続きフローをご確認の上、「更新申請を行う」（水色のボタン）をクリックしてください。

②「マイページで行う更新申請の手順」をご確認の上、「更新申請を行う」（水色のボタン）をクリックしてください。

③更新申請入力画面にて、登録情報をご確認の上、必要に応じて変更・訂正を行ってください。

④一番下にある「更新要件の選択」欄で該当する番号に☑をつけ、「確認する」(水色のボタン)をクリックしてください。

⑤更新申請確認画面にて、④にて入力した内容を確認・「確認事項」(12項目の確認事項に『はい』か『いいえ』で回答)・「公認 不動産コンサルティングマスター倫理規定」・「更新手続きのご案内」をご確認の上、画面一番下にある「更新(交付)申請する」(水色のボタン)をクリックしてください。

⑥更新申請入力終了画面が表示されたら、「続けて顔写真を提出する」(水色のボタン)をクリックしてください。

★前回のままの顔写真で差支えない場合は、⑤でマイページからの更新申請手続きは終了です。画面右上の「ログアウト」をクリックしてマイページを閉じてください。

⑦パソコンのデスクトップに顔写真データを保存の上、画像アップロード案内画面にて、「WEB 版画像切取画面」(水色のボタン)をクリックして、アップロードできるサイズに加工してください。

★顔写真データは、JPEG ファイル方式でご準備ください。スマートフォン等で撮影した顔写真でも差し支えありません。

★顔写真データのサイズ加工・アップロードがうまくできなかった場合は、8ページ記載のお問い合わせ先宛てに、メールまたは郵送にてご提出ください。当センターにて作業を代行させていただきます。

⑧ ⑦にてサイズを加工した顔写真データを「ファイルを選択する」で選択の上、アップロードしてください。

★顔写真データのサイズ加工・アップロードがうまくできなかった場合は、8ページ記載のお問い合わせ先宛てに、メールまたは郵送にてご提出ください。当センターにて作業を代行させていただきます。

⑨顔写真アップロード完了画面が表示されたら、「更新手続きのご案内」をご確認の上、画面右上の「ログアウト」をクリックしてマイページを閉じてください。

公益財団法人 不動産流通推進センター
不動産コンサルティング システム

不動産流通推進センター マイページTOP このサイトについて ログアウト

当番・営業ツールのダウンロード 動画セミナー マスター更新申請 再交付・認定証書（買状）ダウンロード 登録情報変更 専門士メニュー

顔写真アップロード完了

顔写真のアップロードが完了し、更新の申請を行いました。
マイページからの手続きは終了です。「ログアウト」をクリックしてマイページを閉じていただいて結構です。
★更新要件の充足がこれからの方は、3月31日迄に必ず充足してください。
★その他詳細につきましては、下記「更新手続きのご案内」を確認してください。

◇更新手続きのご案内◇

申込内容
不動産コンサルティングマスター登録更新
数量
1名分
金額
10,900円（税込）

顔写真について
新しい認定証にプリントする顔写真をアップロードまたは提出してください。
※1週間以内にアップロード・提出がない場合は、前回の顔写真を使用させていただきます。
手続き最終期限(3月31日)迄1週間をきって申請した場合は、4月3日が提出期限です。

更新要件について
更新手続きには、有効期間（5年間）の内に、更新要件の充足をしていることが必要です。
すでに更新要件を充足済みの方は、審査完了メールが届くまでお待ちください。
更新要件をまだ充足していない方は、3月31日迄に充足してください。
※ご自身の更新要件充足状況が分からない方は、下記お問合せ先までご連絡ください。
更新要件は下記のいずれ1つを充足する必要があります。
1. 不動産コンサルティングに関する研究報告（2,000字以上）を提出すること。
2. 不動産コンサルティング地方協議会が実施する不動産の「専門教育」を1回以上受講すること。
または、当センターが実施する「不動産コンサルティング特別講座」等更新要件1つとカウントされる講座を1回以上受講すること。
3. 不動産コンサルティング地方協議会が実施する「自主研修会」（当センターが更新要件として認定

こんにちは 佐藤 様
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30

・合格証明書（買状形式）
・認定証（カード形式）
・認定証書（買状形式）

不動産マスター検索サービス
公開申請

専門士メニュー

専門士コースのご案内(PDF形式)

専門士更新手続き

～以上で、マイページからの更新申請手続きは終了です。～

●すでに更新要件を充足済の場合

当センターからの審査完了メールが届きましたら、メール記載の手順にて、マイページより更新手数料10,900円(税込)をクレジット決済またはコンビニ決済にてお支払いください。

●これから更新要件を充足する場合

更新要件を充足された事を当センターにて確認次第、審査完了メールをお送りいたします。審査完了メールが届きましたら、メール記載の手順にて、マイページより更新手数料10,900円(税込)をクレジット決済またはコンビニ決済にてお支払いください。

★更新手数料を銀行振込にてお支払い希望の場合は、下記お問合せ先までご連絡ください。

★当センターにて、更新要件充足および更新申請の両方が済んでいる方から、順次、審査をさせていただきます。審査完了メールをお送りするまで、時期によっては3週間前後かかる場合もございます。

何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

★更新要件充足および更新申請の両方が済んでから3週間以上経過しても審査完了メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダをご確認ください。迷惑メールフォルダにも届いていない場合は、誠に恐縮ですが、下記お問合せ先までご連絡ください。

【お問合せ先】

公益財団法人不動産流通推進センター コンサルティング係

MAIL : consul@retpc.jp FAX : 03-3504-3523

TEL : 03-5843-2079【電話受付時間】11:00～15:00※土・日・祝・毎月第1・3・5金曜を除く

住所 : 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町 8階